

長野市消防局・須坂市消防本部

消防指令業務の共同運用に伴う協議について

R5.6.30 部長会議 説明事項

- 1 須坂市長から協議の申し入れについて
- 2 推進委員会の設置について
- 3 連携・協力実施計画(案)の策定について

【長野市消防局管内】



【須坂市消防本部管内】

【主な内容】

1 通信指令体制

- 共同運用は、両消防本部の部隊運用、地理特性の把握に併せ、大規模災害時には、広域的かつ組織的な活動が必要であることから、両市の指令員で構成する。
- 勤務人員については、国が示す指令員の配置基準等から換算し、**22名体制**とする。
※長野市消防局:2人、須坂市消防本部:3人 減員見込み 現場要員等に増強



【別添ファイル参照】

2 整備費用

- 共同運用により**国の有利な財政支援を活用**(緊急防災・減災事業債:充当率100%、交付税算入率70%)
- 費用按分については、**長野広域連合による按分率**を採用(均等割10%・人口割90%)
- 高機能消防指令情報システム整備費用において、実質負担額として、**長野市消防局が約10億円、須坂市消防本部が約3.4億円の削減効果が期待**できる。

3 運営組織

- 執行責任や職員身分に変更がない観点から、地方自治法に基づく**協議会方式**とする。

令和6年2月 「両市長による**連携・協力実施計画(案)の合意**」

法定協議会の設置

消防指令業務の共同運用を行うための運営組織

地方自治法第252条の2の2では、普通地方公共団体はその事務の管理及び執行について、連絡調整を図り又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、協議会を設けることができるとしている。

関係市町村による事前協議、規約案の作成



関係市町村議会の議決 (令和6年3月)



- ・協議会設置に関する議案及び規約案の議決

関係市町村長による協議



- ・協議により規約を定める

協議会の設置 (令和6年4月1日)

- ・協議会を設置した旨及び規約の告示
- ・都道府県知事への届出

協議会の構成

(仮称)長野市及び須坂市消防指令事務協議会

会 長 ⇒ 長野市消防局長

副 会 長 ⇒ 須坂市消防長

委 員 ⇒ 両消防本部担当課長

協議会事務局 ⇒ 長野市・須坂市指令担当者

今後の全体スケジュール

- 【令和6年1月】 ●消防指令業務に係る連携・協力実施計画(案)の庁内説明(部長会議・政策説明会)
 - 【令和6年2月】 ●長野市と須坂市で連携・協力実施計画(案)の合意
 - 【令和6年3月】 ●市議会定例会
両市議会において地方自治法に基づく「協議会設立」議案を提出
「(仮称)長野市及び須坂市消防指令事務協議会」
 - 【令和6年3月末】 ●地方自治法に基づき協議会設立に関する告示、県知事への届出
- ↓
- 【令和6年4月～6月】 ●発注手続き、仮契約
 - 【令和6年9月】 ●長野市議会定例会
高機能消防指令情報システムの財産取得について議案提出
 - 【令和7年12月】 ●長野市消防局先行 新指令システム運用開始
 - 【令和8年4月】 ●須坂市消防本部と共同運用開始(119回線の切替作業は3月中に実施)

【協議・整備スケジュール】

